

第4次行政改革大綱

平成19年7月改定〈後期〉

平成16年11月策定〈前期〉

千 歳 市

- 目 次 -

策定にあたって	...	1
1 これまでの改革の経過	...	1
2 さらなる改革の必要性	...	1
3 第4次行政改革の取組期間の延長	...	1
基本方針	...	2
改革の目標	...	2
1 市民との情報の共有化の推進	...	3
(1) 基本的考え方	...	3
(2) 推進事項	...	3
2 成果を重視した行政運営の推進	...	4
(1) 基本的考え方	...	4
(2) 推進事項	...	4
3 職員の意識改革と機能的な組織の編成	...	6
(1) 基本的考え方	...	6
(2) 推進事項	...	6
改革の推進体制等	...	7
1 取組期間	...	7
2 推進体制	...	8
(1) 行政改革推進本部	...	8
(2) 行政改革専門部会	...	8
(3) 行政改革推進委員会	...	8
(4) 市民への公表	...	8
推進体制フロー図	...	8

策定にあたって

1 これまでの改革の経過

千歳市では、昭和61年度に千歳市行政改革（61年度から63年度）を、また平成8年度から新行政改革（8年度から12年度）を、さらに13年度から15年度においては第3次行政改革を実施しました。

これまでの3次にわたる行政改革においては、民間委託や非常勤職員化の推進をはじめとして、組織・機構の簡素合理化、定員管理の適正化、事務事業の見直し及び市民サービスの向上など、様々な行政課題の解決に積極的に取り組み、一定の成果を上げることができました。

2 さらなる改革の必要性

現在の社会経済情勢は、構造改革、少子高齢化など大きな変革期を迎えており、地方財政が大変厳しく先行き不透明な状況のなか、地方分権への対応など地方自治体の果たす役割はますます重要になってきています。

千歳市では、これまで3次にわたる行政改革の取り組みを行ってきましたが、厳しい財政環境のなかで、多様化する市民ニーズや様々な行政課題に的確に対応していくためには、市民の視点やコスト意識を重視して市政情報の積極的な公開及び説明責任の徹底を図るとともに、従来の「行政主導の市政運営」から「市民主体の市政運営」への転換による市民が真に必要とする行政サービスのあり方についての検討をしていかなければなりません。

このようなことから、職員一人ひとりが常に改革の意識を持ちながら組織の活性化を進め、既存の枠組みにとらわれることなく新たな視点に立って、市民とともに課題に取り組み、協力しながら市政を進める「市民主体・市民協働のまちづくり」の確立に向け、活力ある市役所づくりを目指すため「第4次行政改革」を実施します。

第4次行政改革は、時代の変化に柔軟に対応し、引き続き最少の経費で最大の効果を挙げるための行政運営を目指し、事務事業の見直しを進めるとともに、人材の育成、財政の健全化に努め、市民サービスの向上を図るものとします。

3 第4次行政改革の取組期間の延長

行政改革の取組みについては、平成17年3月に国から示された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に基づき、第4次行政改革の基本方針を踏襲して策定した「千歳市集中改革プラン」と連動して推進する必要があることから、集中改革プランと合わせて取組期間を平成19年度から平成21年度まで延長した上で取組事項を一部見直し、第4次行政改革〈後期〉として継続実施します。

基本方針

地方分権が一層進展し、地方自治が新たな段階に入った今日、千歳市は社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、市民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会を構築することが求められています。

このため、「行政は市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治行政の原則に立ち返り、市民本位の行政運営に努めていくとともに、「市民主体、市民協働」という視点に立って、市民とともに行政課題などを共有し、まちづくりを進めていく必要があります。

以上のことから

「最少の経費で最大の効果を挙げるための市役所づくり」

を改革の基本方針とします。

改革の目標

行政改革を推進するため、次の3つを目標と定めます。

- 1 市民との情報の共有化の推進
(市民と行政が一体となったまちづくり)
- 2 成果を重視した行政運営の推進
(市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政システム)
- 3 職員の意識改革と機能的な組織の編成
(多様な人材の育成と健全な行政運営)

1 市民との情報の共有化の推進

(1) 基本的考え方

千歳市では、市民、市民活動団体、事業者と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、連携・協働して市政を推進することとしており、市政情報を共有化することで信頼・協力関係を築き、市民とともに積極的なまちづくりを進めます。

(2) 推進事項

< 前期 >

市民ニーズの的確な把握

市民の意見を市政に反映させるため、「電子メール」や「市長への手紙・ポスト」をはじめ、都市経営会議などの各種市民会議等により、市民からの意見や要望など、多様化する市民ニーズの的確な把握に努めます。

市政情報の発信と透明性の向上

透明性の高い開かれた市政を推進するため、「広報ちとせ」、「出前講座」、「ホームページ」などの充実を図り、市民の立場に立って市政情報の適切な提供に努めます。

また、「情報公開制度及び個人情報保護制度の適正運用」などにより、市政の公平の確保と透明性の向上を図ります。

< 後期 >

市民ニーズの的確な把握

市民の意見を市政に反映させるため、「電子メール」や「市長への手紙・ポスト」をはじめ、都市経営会議などの各種市民会議等により、市民からの意見や要望など、多様化する市民ニーズの的確な把握に努めます。

市政情報の発信と透明性の向上

透明性の高い開かれた市政を推進するため、「広報ちとせ」、「出前講座」、「ホームページ」などの充実を図り、市民の立場に立って市政情報の適切な提供に努めます。

また、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用などにより、市政の公平の確保と透明性の向上を図ります。

2 成果を重視した行政運営の推進

(1) 基本的考え方

民間の経営的な視点に立ち、限られた財源の中で費用対効果を十分に踏まえた質の高い行政サービスを提供するため、事務事業の見直しや民間活力の活用などスリムな市役所づくりを目指し、成果を重視した行政運営の推進を図ります。

(2) 推進事項

<前期>

事務事業の見直し

行政評価システムの活用により、事務事業の必要性、有効性、効率性等の評価を行い、新たな行政課題を的確に把握し、事務事業の見直しを行います。

見直しにあたっては、「グループウェアや財務会計システムの充実」などIT（情報技術）を活用した事務事業の効率化や「公共工事コスト縮減」などによる経費削減の徹底に努めます。

民間活力の活用

事務事業について、行政が行うべきかどうかを十分に検討したうえで、経費の削減や市民サービスの向上が図られるものについては、民間委託及び民営化等の実施により、行政の効率化を図ります。

民間活力の活用にあたっては「指定管理者制度」や「市営牧場の管理、運営委託」、「保育所給食調理業務の外部委託」など、その内容や有効性を精査するとともに効果を検証したうえで、積極的に推進します。

財政の健全化

平成15年度から取り組んでいる「財政健全化対策」を確実に推進するため、歳入については、市税等の収納率の向上を図るなど、自主財源の確保に努めるほか、使用料等についてはサービスの公平性から「基準」を作成するなど、受益者負担の適正化を図ります。

また、歳出については、経費全般の抑制に努めるとともに必要性、有効性等の観点から事業を選択するほか、裁量的経費を中心として費用対効果や優先順位の低い事業の廃止・縮小など、既存事業の徹底した見直しを行い、予算の厳正な執行に努めます。

補助金等については、財政的支援のあり方を再検討し、合理化に努める必要があることから「基準」を作成して見直しを行うこととし、廃止・縮小などを図るとともに新設については抑制します。

市民サービスの向上

市民が求めるサービスに的確に対応するため、IT（情報技術）の活用を図った「戸籍事務の電算化」をはじめとして、来庁者の利便性の向上を図るため「総合的窓口サービス（ワンストップサービス）の導入」や市役所へ電話をした際の待ち時間解消を目的とした「ダイヤルイン（直通電話）の導入」、また「図書館開館の時間の延長」など市民の利便性に配慮したサービスの向上に努めます。

<後期>

事務事業の見直し

行政評価システムの活用により、事務事業の必要性、有効性、効率性等の評価を行い、新たな行政課題を的確に把握し、事務事業の見直しを行います。

見直しにあたっては、「環境マネジメントシステム(ISO14001)の継続的改善」や「行政情報の提供方法の見直し」などにより経費削減の徹底に努めます。

民間活力の活用

事務事業について、行政が行うべきかどうかを十分に検討したうえで、経費の削減や市民サービスの向上が図られるものについては、民間委託及び民営化等の実施により、行政の効率化を図ります。

民間活力の活用にあたっては「市立保育所の民営化」や「市場化テスト、指定管理者制度の活用」など、その内容や有効性を精査するとともに効果を検証したうえで、積極的に推進します。

財政の健全化

平成15年度から取り組んでいる「財政健全化対策」を確実に推進するため、歳入については、市税等の収納率向上をはじめ、未利用市有地の有効利用、広告料収入の拡大、受益者負担の適正化などの取組みにより自主財源の確保に努めます。

また、歳出については、経費全般の抑制に努めるとともに人件費、裁量的経費、内部管理経費等の抑制を中心とした見直しをはじめ、民間活力の活用などにより都市経営の基盤として持続可能な行財政運営の確立に努めます。

補助金等については、国・北海道の動向や社会保障制度の改正、公益法人制度改革などの状況を見極めながら、必要の都度、見直しを行うことします。

市民サービスの向上

市民が求めるサービスに的確に対応するため、IT（情報技術）の活用を図った「戸籍事務の電算化」をはじめとして、来庁者の利便性の向上を図るため「総合的窓口サービス（ワンストップサービス）の導入」や市の資産等を広告媒体として広告料を徴収

するなど市の新たな財源の確保を目的とした「広告事業の活用」、パスポートの発給事務など「北海道からの権限移譲の推進」など市民の利便性に配慮したサービスの向上に努めます。

3 職員の意識改革と機能的な組織の編成

(1) 基本的考え方

限られた財源の中で、多様化する行政課題や市民ニーズに対応するため、「行政は常に市民のために」という市民の負託を念頭に、職員は常に緊張感と使命感をもち、徹底したコスト意識のもと、業務効率・財政効果・行政サービスの向上を目指します。

また、地方分権型社会の構築に向け、柔軟で機能的な組織体制を整備するとともに行政需要の変化と業務量の変動に対応した定員管理を図ります。

(2) 推進事項

<前期>

時代に求められる人材の育成

自立した責任ある行政運営を推進するためには、職員の能力開発意欲を効果的にバックアップする必要があることから自己啓発型、実践型の研修を実施するとともに、職員の能力や実績をより一層重視した「人事評価システム」の導入を目指します。

また、経営感覚とコスト意識を養うため、民間企業への体験型派遣研修の実施や職員の事務改善提案などの活性化を図り、地方分権型社会の構築に向けた職員の政策形成能力の開発や積極的な行動力を持つ職員の育成に努めます。

柔軟で機能的な組織体制の確立

市民が利用しやすい窓口体制や分かりやすい課名等に配慮するとともに、行政課題や市民ニーズに対応した施策を効率的に遂行できるよう、スクラップ・アンド・ビルド方式により、事務事業に応じた適正な組織機構の見直しを行います。

また、社会情勢の変化に弾力的に対応できる柔軟かつ機能的な組織づくりを推進します。

定員管理の適正化

事務事業の見直し、民間活力の活用、IT（情報技術）の推進、非常勤職員化などにより職員数の削減を進め、さらなる定員管理の適正化を行い、スリムで効率的な行政運営を推進します。

<後期>

時代に求められる人材の育成

地方分権時代の自立した行政運営を推進するためには、時代に適応した人材の育成や市民協働における課題を共有する職員の意識改革が必要です。

これら時代に求められる人材の育成を図るため、積極的に自学を行う自己啓発型や実務・対人能力向上を目的とした実践型の職員研修を実施するとともに、年功序列から職員の能力や実績をより一層重視した「人事評価」を実施します。

また、地方分権型社会の構築に向けた職員の政策形成能力の開発や市民協働に向けて積極的な行動力を持つ職員の育成に努めます。

柔軟で機能的な組織体制の確立

市民が利用しやすい窓口体制や分かりやすい課名等に配慮するとともに、行政課題や市民ニーズに対応した施策を効率的に遂行できるよう、スクラップ・アンド・ビルド方式により、事務事業に応じた適正な組織機構の見直しを行います。

また、社会情勢の変化に弾力的に対応できる柔軟かつ機能的な組織づくりを推進します。

定員管理の適正化

事務事業の見直し、民間活力の活用、IT（情報技術）の推進、非常勤職員化などにより職員数の削減を進め、さらなる定員管理の適正化を行い、スリムで効率的な行政運営を推進します。

職員数（特別職及び病院医療職を除く。）については、保育所の民営化や民間委託等に伴い、保育士及び業務技師の退職者不補充等により、平成22年4月1日時点で762名以下とします。

改革の推進体制等

1 取組期間

取組期間を平成16年度から18年度までの3か年とし、取組みを着実に推進していくために実施計画を策定します<前期>。

また、取組事項の一部見直しを行った上で、取組期間を平成19年度から21年度までの3か年とした<後期>実施計画を策定します。

2 推進体制

(1) 行政改革推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とする特別職・部長職で構成し、行政改革の進捗管理を行います。

(2) 行政改革専門部会

本部長が指名する部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、行政改革の重要事項について専門的に調査研究します。

(3) 行政改革推進委員会

公募等による市民で構成し、行政改革の推進について市民の視点から審議します。

(4) 市民への公表

取組みの進捗状況等については、ホームページ・広報紙などで公表していきます。

推進体制フロー図

